

騒音規制法の特設施設（騒音規制法施行令別表第1）

1	金属加工機械	イ. 圧延機械（原動機の定格出力の合計が22.5キロワット以上のものに限る。）
		ロ. 製管機械
		ハ. ベンディングマシン（ロール式のものであつて、原動機の定格出力が3.75キロワット以上のものに限る。）
		ニ. 液圧プレス（矯正プレスを除く。）
		ホ. 機械プレス（呼び加圧能力が294キロニュートン以上のものに限る。）
		ヘ. せん断機（原動機の定格出力が3.75キロワット以上のものに限る。）
		ト. 鍛造機
		チ. ワイヤフォーミングマシン
		リ. プラスト（タンブラスト以外のものであつて、密閉式のを除く。）
		ヌ. タンブラー
		ル. 切断機（といしを用いるものに限る。）
2		空気圧縮機及び送風機（原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。）
3		土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機（原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。）
4		織機（原動機を用いるものに限る。）
5	建設用資材製造機械	イ. コンクリートプラント（気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が0.45立方メートル以上のものに限る。）
		ロ. アスファルトプラント（混練機の混練重量が200キログラム以上のものに限る。）
6		穀物用製粉機（ロール式のものであつて、原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。）
7	木材加工機械	イ. ドラムパーカー
		ロ. チッパー（原動機の定格出力が2.25キロワット以上のものに限る。）
		ハ. 碎木機
		ニ. 帯のご盤（製材用のものにあつては原動機の定格出力が15キロワット以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が2.25キロワット以上のものに限る。）
		ホ. 丸のご盤（製材用のものにあつては原動機の定格出力が15キロワット以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が2.25キロワット以上のものに限る。）
		ヘ. かな盤（原動機の定格出力が2.25キロワット以上のものに限る。）
8		抄紙機
9		印刷機械（原動機を用いるものに限る。）
10		合成樹脂用射出成形機
11		鋳造型機（ジョルト式のものに限る。）